

株式会社全国鉄骨評価機構

性能評価業務約款

制定	平成 20 年	3 月	31 日
改正	平成 23 年	4 月	1 日 (い)
改正	平成 24 年	11 月	1 日 (ろ)
改正	平成 26 年	4 月	1 日 (は)

第 1 章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 この性能評価業務約款（以下「業務約款」という。）は、株式会社全国鉄骨評価機構（以下「機構」という。）が、性能評価業務規程（以下「規程」という。）に基づき評価業務の実施に必要な事項を定める。

(性能評価申請の受付)

第 2 条 機構は、性能評価申請の受付を 4 月 1 日から 5 月 15 日及び 10 月 15 日から 11 月 30 日迄の年 2 回とする。

ただし、申請者のやむを得ない理由による場合は、当受付期間外でも受付を行うことができる。(ろ)

2 機構は申請を受けた後、評価を行い原則 6 カ月以内に申請者に性能評価書を交付する。(ろ)

ただし、申請者のやむを得ない理由等による場合は、6 カ月を越えて性能評価書を交付することができる。(ろ)

3 申請者は、性能評価申請に当たって評価対象期間（以下「評価対象期限」という。）を 5 年間としなければならない。(い)

4 申請者は、機構の請求に応じて、申請に係わる性能評価のために必要な追加書類又は申請に係わるその他のものを遅滞なく機構に提出しなければならない。

5 機構は、機構の責めに帰することが出来ない事由により、6 カ月を超えて性能評価書が交付できない場合は、申請者にその理由を明示の上、性能評価をうち切ることが出来る。

6 機構が性能評価をうち切った場合は、その申請図書は返却しない。ただし、納付された手数料は返却する。

7 工場審査の前までに申請者の正当な都合による場合は、受け付けられた性能評価申請図書を取り下げる（別記様式 JSAO-7 による。）ことができる。申請図書及び手数料の扱いは第 6 項による。

8 申請者は、交付された通知書(別記様式 JSAO-11 による。)に定める評価対象期限経過後も認定を継続しようとする場合は、評価対象期限以内に改めて性能評価申請をするものとする。

この場合、交付された通知書の評価対象期限は第 3 項で規定する期間に、改めて発生する大臣認定申請手続き期間を加えることができる。(い)

- 9 申請者は、評価後、業務約款細則に定める変更事項が発生した場合、速やかに機構の代表取締役社長（以下「社長」という。）に届出を行い、運営委員会の審議を経て、再評価を受けるものとする。

第2章 性能評価手数料

（性能評価手数料）

第3条 申請者は、規程第7条第3項に定める建築鉄骨溶接構造性能評価申請書に受付印を押印した写しの交付を受けたとき、第3項に定める評価の区分に応じた性能評価に係わる手数料を請求の日から1カ月以内に、機構が定める銀行口座に振り込まなければならない。

2 申請者と機構は前項の受付印を押印した日をもって契約締結したものとする。

3 評価の区分による性能評価に係わる手数料は下記による。

（評価の区分）	手数料（消費税については非課税扱い）
Sグレード	101万円（は）
Hグレード	70万円
Mグレード	45万円
Rグレード	35万円
Jグレード	25万円

第3章 その他

（細目の委任）

第4条 この業務約款を実施し又は補足するために必要な事項は、社長が別に定める。

（業務約款の改正等）

第5条 この業務約款を改正し又は廃止しようとするときは、社長は機構の取締役会の審議を経て行う。

（附 則）－平成20年3月31日制定－

この約款は、平成20年4月1日より実施する。

（附 則）（い）

改正後の約款は、平成23年4月1日より実施する。

（附 則）（ろ）

改正後の約款は、平成24年11月1日より実施する。

（附 則）（は）

改正後の約款は、平成26年4月1日より実施する。